

1. 平成 30 年度事業計画

平成 30 年度 一般社団法人 全国木材組合連合会事業計画

第1 事業の方針

1 経済社会の動向

我が国の経済は、「アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかに回復している。海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつある。」、平成30年度については、「海外経済の回復が続く下、経済財政運営の政策効果もあいまって、雇用・所得環境の改善が続き、経済の高循環が更に進展する中で、民需を中心とした景気回復が見込まれる。」とされている。

このような環境の中、平成29年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」及び平成29年度補正予算、平成30年度予算・税制改正等が効果的に機能し、景気回復の加速化が期待されている。

また、米国が離脱したもののTPP11、日EU経済連携協定など、新たな国際貿易の枠組みが着実に進行する一方、米国の保護主義的な政策が表面化するなど海外経済を中心とした不確実性、国内における慢性的な労働力不足など、必ずしも楽観的な状況にあるとは言えない。

森林・林業・木材産業関連では、平成28年6月に発表された「日本再興戦略2016」において、「林業の成長産業化」を位置づけ、再生可能資源である森林資源を持続的に循環利用し、森林の多面的機能を発揮させつつ、国産材の安定供給体制の構築と新たな木材利用の創出を図り、林業の成長産業化を実現することが重要な課題であるとされており、国内森林の「伐って、使って、植えて、育てる」循環利用の達成に向けた取組みの中で、木材利用拡大が林業の成長産業化に欠くべからざる要素であることへの認識が定着しつつある。

そのような中で、昨年12月には平成30年度税制改正において森林環境税・譲与税の創設が認められ、「林業経営を集積・集約化する新たな森林管理システムの構築」により、市町村が主体となつての効果的、効率的な森林施業の実現に向けた施策が打ち出されている。

「森林・林業基本計画」では、平成37年の総需要量を79百万m³、国産材の利用量を40百万m³とし、いよいよ国産材時代が手の届くところにまで来ていることを強く印象付けるものとなった。

2 木材利用・木材産業の動向と課題

- (1) 平成29年の新設住宅着工は、景気がやや回復傾向などもあり、全体で965千

戸、うち木造住宅は545千戸とほぼ前年並みとなり、木造率は57%と平成21年以降50%台が続く実績となった。しかしながら、今後、新設住宅着工戸数が再び100万戸時代に戻ることが期待できない中、非住宅、特に都市での木材需要拡大とともに木材需要構造の変化に柔軟に対応できる産業構造の確立等が緊急課題となっている。

都市での木材需要拡大のためには、木材利用が環境に貢献することや地域経済活性化の重要なファクターであることへの理解を広めるとともに耐火性能の向上等技術的課題を克服し、戦後永く続いてきた街づくりにおける非木材化の流れを「木材を優先する(ウッドファースト)街づくり」へと変えていくことが必要である。

(2) 住宅部門においては、地域型住宅グリーン化事業や終了した木材利用ポイント事業などにより「木造」への関心が広まりをみせてはいるものの、今後、少子化等により住宅着工の伸びが期待し難いと思込まれる情勢の中、住宅部門における木造率の向上や木材使用量の増加を一層推進するとともに、公共建築物、商工業施設、身の回り製品等多様な分野での木材利用を進めて、住宅以外への依存率を高めていくことが重要となっている。

(3) 公共建築物等における木材利用については、法制度に基づく市町村方針は全体の90%の市町村で策定が行われており(平成30年2月末現在)、学校の木造3階建て建築に関連した建築基準改正などの流れを受け、民間の公共施設を含め木造・内外装木質化への指向は高まってきている。また、新たな木製耐火資材など工法・部材の開発も次々に進められている。これら部門における木造化・木質化は、各地での街づくり、商工業施設等への木材利用にも大きく波及していくことが期待され、さらなる取り組みが求められている。

(4) 木材を使う街づくりへの取り組み、すなわち低層の高齢者介護施設、学校、図書館などの木造・木質化をはじめ、中高層建築、商工業施設の木造・木質化、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間におい木材利用を推進するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及 PR 等も推進していく必要がある。

また、今後急速に拡大していくと予測される木質バイオマス利用や木材輸出への適切な対応も課題となってきている。

さらに、2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピックは、内外に木の文化・木材の良さを主張できる絶好の機会であり、新国立競技場、選手村をはじめ関連施設についてもあらゆる空間への木材利用推進に引続き取り組む必要がある。

(5) 気候変動など地球規模での環境問題については、2015年末にパリで合意された2020年以降の温暖化対策の中で森林整備が引き続き、位置づけられており、

すでに気候変動緩和への貢献が認められている伐採された後の木材が炭素を貯蔵する能力についての国民の理解を深め、木材を積極的に活用していく社会づくりを進めるためのアピールを一層幅広く展開することが重要となっている。

また、公共建築物への木材利用促進法、木材利用ポイント事業の実施等を通じて、違法伐採対策推進のための合法性・持続可能性が証明された木材・木製品の使用への関心が高まるとともに、国際的な違法伐採対策強化の動きがある中で、合法木材の供給・利用を政府調達から民間需要への拡大及び川下の工務店等も対象とした「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」については、昨年5月に施行され、11月からは木材関連事業者の登録事務も開始された。

今後、平成18年から取り組んできたグリーン購入法と林野庁ガイドラインに基づく認定制度を通じて合法木材供給を進めてきた実績を最大限に活用し、新たな法律に的確に対応するとともに、利用者、消費者に対して合法伐採木材の利用拡大を一層進めていく必要がある。

(6) 国内の木材産業は、大型化、機械設備の高度化が進展してきているが、一方では製材工場は平成17年末の9,011工場から平成28年末には4,935工場になるなど事業撤退の動きが進行しており、地域における木材の利用・加工の担い手の弱体化が懸念されている。国内木材産業の再興のためには、木材産業が地方創生に果たす役割をアピールするとともに、加工・流通の一層の効率化、事業活動の維持発展のための製材品需要拡大への取り組みが期待されている。そのため、木材関連事業者の連携による安定した生産・加工、製品供給の体制の構築とともに、製材・加工工場にとって不可欠な原木安定確保のための体制の確立が重要である。

(7) 木材貿易関連については、米国が離脱したものの環太平洋パートナーシップ協定(TPP)、日EU経済連携協定が合意され、新たな国際貿易の枠組みへの対応が求められており、国産材の安定供給体制の整備とともに木材産業の国際競争力強化が重要な課題となっている。

また、木材輸出については、輸出額は前年に比べて2割程度の増加の実績であったが、米国、欧州の経済環境の好転は、中国、韓国に加えて米国へのスギ板材の輸出の増加がみられるなど新たな動きも開始されている。そのような中で引続き、新たな輸出先国の開拓、丸太輸出から付加価値の高い製材加工品の輸出あるいは米国、欧州、東南アジア等で始まっている合法性の確認などに対応した木材供給など体制の整備を図っていくことが重要である。

(8) 建築物や家具に使用される木材については、品質性能の確かなJAS製品に加え、産地の証明された木材の使用への関心が高まってきており、これらにきちんと

対応できる木材の供給体制は不可欠である。

3 事業計画の重点

木材利用を優先する社会(ウッドファースト社会)の実現をめざし、地球温暖化防止、地域社会の活性化に大きく貢献する木材の利用を拡大するため次の事業を重点事項として取り組むものとする。

- ア 温暖化防止、地域社会の活性化に貢献する木材利用の推進
- イ 住空間、街づくりへの総合的な木材利用拡大への取り組み
- ウ 木材産業の経営安定化に向けた産業構造の確立
- エ 安全・安心の木材利用・供給の推進
- オ 組織活動の活性化等

第2 事業計画

I 温暖化防止・地域活性化に貢献する木材利用の推進

地球温暖化防止、地域創生、人々の健康的な暮らしに不可欠な木材利用の積極的な普及活動、施策提案等に取り組む。

1 ウッドファースト社会実現に向けての取り組み

- ア 国民の間に、木材利用の地球温暖化防止対策、地方創生にはたす役割について理解が醸成されつつある中、ウッドファースト社会実現のために森林・林業・木材産業関係者が率先して行動を展開する体制の強化に努める。
- イ 森林・林業・木材産業関係者が木材利用拡大を進める上での課題について共有し、国、地方自治体に対して、木材利用を優先する社会実現への理解と支援策の構築を働き掛ける。

2 消費者、需要者への普及活動

ア 普及活動の実施

- (ア) 規模の大きい展示会、全木連 HP 等において、木材の特質や住宅・街づくり等における木材利用などに関する各種知識・情報の提供、普及啓発に取り組む。
- (イ) 建築関係団体、消費者・需要者などと幅広く連携を図るとともに木材 PR ポスター、リーフレットの作成配布、マスコミへの PR などにより、効果的な木材利用の普及に努める。
- (ウ) 森林・木材普及ツアーの実施や身の回り、建築物等への新たな木材利用についての事例発表・シンポジウムを開催し、森林整備、木材利用の必

要性・重要性について広く普及に取り組む。また、街角におけるミニセミナーの開催等を推進する。

イ 木材利用に関する教育活動等の推進

小・中・高校生の木材利用普及のため、木材を使用した「ものづくり」、「木工・工作」コンクールへの協力、出前講座の推進などにより「木育」活動を推進する。

3 地球温暖化防止対策としての木材利用

(1) 木質バイオマス利用等の促進

ア 化石燃料の削減への貢献や未利用材・間伐材の有効活用のため、木質バイオマスについて法制度に基づく発電利用のほか、くらし、農業・水産業、木材加工施設等における発電、熱利用等の促進に取り組む。

その場合、地域の木材需要の動向に配慮しつつ、林野庁の「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に即した適切な供給体制構築などの推進に取り組む。

また、地域の森林資源が総体として最大の価値を生み出すよう、間伐材、林地残材、木くず・バーク等工場残材、建築解体材等の木質バイオマスの効果的なカスケード利用のための手法の開発を推進する。

イ 併せて低コストかつ安定的な供給体制の構築のため、路網整備、機械化、担い手の確保等を推進する。

(2) 気候変動問題への対処

気候変動問題への取組みの中に森林整備、伐採後の木材利用が正式に位置付けられたことを受け止め、非住宅を含む建築物の木造化、内装、外構の木質化が企業のCSR活動の一環として評価されるような仕組みの構築に向けた取組みを推進する。

(3) 違法伐採対策の推進等

ア 違法伐採対策に関しては、平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通と利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」に対応して、輸入国として先進的な取組を導入してきた経緯に鑑み、政府や国際的な動きに協調した上で、新たに木材関連事業者として位置付けられた工務店等川下への働きかけを行い、効果的な施策の推進を図るとともに、合法性等の証明された木材・木材製品の利用普及、供給体制整備、信頼性向上のための取組を強化する。

イ また、海外の林業・木材関係機関等と連携、協調して必要な情報の収集に努める。

II 住空間、街づくりへの総合的な木材利用の取組み

住宅、公共・商工業施設、身の回りの日常用品等への木材・国産材の利用促進活動を積極的に推進するとともに、これらに関する施策・税制などの充実強化に取り組む。

1 住空間への取り組み

(1) 木造住宅等の取り組み

ア 住宅部門における木材利用は、極めて重要で、その拡大のための消費者・需要者に対する多様な普及PRや部材・製品開発等を推進する。また地域住宅のブランド化、木造建築の技術先導、木造住宅施工能力向上・継承などの地域材利用の木造住宅づくり対策に積極的な参画を推進する。

イ 木材を使った住宅の耐震化や省エネ住宅リフォーム、工法・製品開発等を推進する。

(2) 建築関係諸制度への対応

建築関係諸制度については、木材利用促進が図られることを基本として引続き適切な対応に取り組むこととし、必要な規制見直し、制度・対策、設計仕様等基準の充実・税制改正等に取り組む。

また、改正される建築基準法、住宅品質確保促進制度等に適切に対応するため、品質性能が明確な「安心」「信頼」の JAS 製材品、乾燥材の生産、供給の促進に取り組む。

(3) 建築関係者との連携促進等

木材の利用拡大のため、これまで強化してきた各地域における建築・設計関係団体等との連携の枠組みの強化に取り組む。

また、地域の木材関連事業者や工務店等の連携による地域型住宅づくり、顔の見える木材での家づくり、消費者へのサービス提供等を効果的に推進する。

2 街づくり・公共建築物等への木材利用

住宅のほか、公共建築物、商工業施設などを含め街づくり全体への木材利用の推進に取り組む。

(1) 公共建築物にあっては法制度に基づく国等施設の着実な木造化、木質化、市町村方針策定の一層の拡大とそれに基づく実効性確保の推進活動に取り組む。

また、木材利用推進中央協議会と連携し、制度・基準、国等の整備支援対策や建築事例などの普及、情報提供に取り組むとともに、部材・工法開発等を推進する。

特に、2020年東京オリンピック・パラリンピックの関連施設等への木材利用の推進に取り組む。

(2) 林野庁補助事業も活用し、非住宅建築物の木造化、木質化を推進し、商工業施設、公園・道路・歩道等街角のあらゆる空間において、木造化、内装材利

- 用、遮熱材利用、ルーバー・デッキ等外装・外構利用などを拡大するとともに、それらへの利用技術の開発・提案、普及 PR 等の強化に取り組む。
- (3) また、身の回りの日常用品、机、椅子等家具への一層の木材利用推進に取り組む。

3 地域材・国産材の利用拡大

木材自給率 50 パーセントの実現に向け、地域材・国産材の利用拡大に1及び2のほか次の事項に取り組む。

- (1) 「地域材を使ったいえづくり」、「顔の見える家づくり」、「木づかい運動」やこれらに関する「日本の木のいえ情報ナビ」の活動推進について、中央・地方の木材・建築関係団体、消費者団体、NPO 等との連携による取り組みに努める。
- (2) 木材利用推進計画等関係機関の取り組みに対応し、施設・事務所等への地域材利用の推進、着実な木材供給の推進に取り組む。
- (3) 地域材製品・部材等の安定的な供給、製品開発、特に製材品(ムク材)の利用の促進に取り組む。

Ⅲ 木材産業の成長産業化に向けた産業構造の確立

1 木材産業の経営安定化の取り組み

(1) 経営の安定化対策

木材産業の経営安定・振興のため、融資・保証制度、税制の積極的な有効活用を推進と制度充実に取り組む。

ア 設備・運転資金の円滑な確保のための、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、セーフティネット保証等中小企業及び農林漁業関連信用保証制度、地域材利用促進のための緊急利子助成制度などの有効活用と制度充実、中小企業信用補完制度の見直しへの対応

イ 経営革新等中小企業対策、事業再生・ものづくりなどの支援対策の有効活用と制度充実

ウ 消費税の適正な転嫁の推進

(2) 雇用対策等

ア 雇用調整助成金や雇用創出に係る関係事業などの有効活用を推進

イ 企業経営に係る諸制度や環境、厚生労働等諸制度・施策の遵守(コンプライアンス)に係る制度等を普及推進

ウ 木材産業への外国人技能研修生、外国人労働者の導入について現場の実態等を踏まえて、適時適切な対応に取り組む。

(3) 労働安全対策等

労働安全対策の推進は重要であり、引続き木材・木製品製造業のゼロ災・労働安全の確保活動に積極的に取り組む。

2 効率的な加工・流通体制の確立

木材の需要構造に的確に対応できる効率的な加工・流通体制の確立の促進に取り組む。

(1) 中小工場の有機的連携と原料転換

中小製材工場等が有機的に連携して品質管理、乾燥材等品質性能の確かな製品づくり、丸太輸入環境の変化に対応して国産丸太への原料転換などを推進する。

(2) 高度な木材加工・流通構造の確立

ア 地域木材産業の実情を踏まえつつ、機械施設の高度化等による効率的な木材の加工・流通体制の構築、木材製品の高付加価値化への取り組みを推進する。特に品質の安定した乾燥材生産・供給の大幅拡大を強力に推進する。

イ 木材産業関連助成・交付金、林業・木材産業改善資金、日本政策金融公庫の林業・木材関係資金、木材産業等高度化推進資金、地域材利用促進のための緊急利子助成制度、素材生産・木材加工等機械施設のリース・利子助成制度などの有効活用と制度の充実に取り組む。

ウ また、農林漁業成長産業化ファンド(株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づくもの)、農商工等産業連携施策などの有効活用と制度充実に取り組む。

エ 住宅工法、公共・商工業施設、公共工事など多様なニーズに応じた安定的な製品加工・供給の推進並びに木材流通の変化等への的確な対応を推進する。

(3) 地域材丸太の安定供給・確保体制への取り組み

ア 原木の安定供給・確保体制の構築のため、①需給動向に応じて弾力的に供給できる計画伐採体制、関係者間の広域的な情報交換等②施業の集約化や路網・高性能機械の整備による低コスト生産システムの展開や高度技能担い手の確保の推進③ストックヤード・輸送の大型化等による流通の効率化・コスト低減の推進などについて、全素協、全森連、全市連等と連携して推進する。

イ 製材、合板、チップ、バイオマス利用等森林資源の最大限の活用を推進する。

ウ 素材生産の規模拡大、生産性向上等のために必要な機械施設整備に係る助成・交付金、リース・融資等制度、さらに運転資金関係制度の有効活用と制度充実に取り組む。

(4) 技術・製品開発の取り組み

ア 効率的で原木の大径化にも対応する製材加工システム、一層の効率的な乾燥技術など木材加工機械等の技術開発促進と産・学・官の連携体制強化を推

進する。

イ 木造住宅の振興のための工法、性能、維持管理に関する技術開発を推進する。また、消費者・需要者ニーズに即応した内装材、壁材、リフォーム・耐震改修用部材、木製フェンス等部材・利用技術開発を推進する。特に、地域材・国産材の利用が低位な梁、桁、2×4工法への利用開発を推進する。

ウ 中高層の建築物の木造化・木質化促進のため、部材、工法等の開発を推進する。

(5) 木材貿易・海外との交流

ア 国産材の海外への輸出促進

木材輸出振興協議会等と連携して、中国、韓国、米国等への国産材製品の輸出拡大、特に付加価値が期待できる輸出の拡大に向けての取組みを引き続き推進する。

イ 木材貿易問題への対応

(ア) 関係団体等との連携の下に、日欧FTAなどの動向に重大な関心をもって適時適切に取り組む。

(イ) 全米林産物製紙協会など海外木材関係団体との意見交換を引き続き実施する。

(ウ) 輸入木材、木材製品のクリーンウッド法への対応について、合法木材認定事業者への情報提供等に努める。

3 東日本大震災及び平成28年熊本地震の復興・復旧と木材需給安定の取り組み

木材関連被災事業者の再建・事業振興のための機械施設整備、運転資金確保等支援対策、原発事故関連の被災事業者の再建、放射能汚染に関連する木材製品、バーク等の適切な処理対策などに引き続き取り組む。

VI 安全・安心の木材利用・供給の推進

1 品質の確かな木材製品、認証木材等の普及

品質性能の明確な木材製品や産地等の証明のある木材・国産材使用への関心の高まりに対応して、JAS製材品の利用・供給、製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示並びに産地認証材・合法性証明木材の供給体制整備を引き続き促進する。

(1) JAS制度、JAS木材製品の利用・供給の促進

ア 一般消費者・需要者建築関係者並びに木材の加工・流通事業者に対して、全市連、全買連と共同してJAS製材品普及推進展示会を引き続き開催すると

もに、ホームページ、木材利用イベント、マスコミ等を通じて「信頼できるJAS製材品」の利用普及と供給促進に取り組む。

イ 国、独立行政法人、都道府県、市町村などの公共建築物への製材JAS製品の率先使用を推進する。

ウ 都市部における木材利用拡大のためにはゼネコン等の要求に応えられる部材供給の図る必要があり、その手段としてのJAS製品の重要性について木材産業関係者への普及を促進する。

また、そのために林野庁補助事業を活用し、非住宅分野でのJAS構造材の利用拡大について、施主、設計者、施工者、材料供給者が連携を強化する取組を開始する。

エ 都道府県産認証木材制度へのJAS製材規格の活用とそれら制度に基づく認定工場のJAS製材認定工場登録を推進する。また、必要な制度改善、規格見直し等の検討・提案活動に取り組む。

(2) 製材品のホルムアルデヒド放散量等級表示制度の適切な実施

シックハウス対策として不可欠な木材製品ホルムアルデヒド放散量等級表示について、JAS制度では基準化されていない木材製品に係る表示登録制度を引続き適切に実施する。

(3) 合法木材・都道府県産認証材の取り組み

ア 平成 29 年 5 月に施行された「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(クリーンウッド法)」に対応して、認定供給事業者が信頼できる供給者であることを広く発信し、違法伐採対策への需要者、消費者の理解を進め、民間需要における合法木材利用拡大を図るため、展示会等への出展、各種メディアを活用した普及活動を展開する。

イ クリーンウッド法に基づく制度への円滑な移行を進めるため、認定団体、認定供給事業者等を対象とした研修会、シンポジウム等を開催する。

ウ 都道府県産材認証制度、木材表示制度の一層の充実及びそれに基づく製品供給の推進に取り組むとともに都道府県の枠を超えた取組みの在り方についても検討する。

2 木材の健康・安全対策

(1) 木材の健康性能の普及

ア 木材が含んでいるテルペン類等の健康面への効用など、木材が優れた資材であることの普及に引続き取り組む。

イ アセトアルデヒドや T-VOC の規制等の動きについては木材利用促進に支障がないよう引続き適切に対応する。

ウ 自然素材(ムク材)は、健康に影響のある化学物質を放散しないことを PR し内装材などへの一層の利用促進に取り組む。

V 組織活動の活性化等

1 全国木材産業振興大会の開催

第 53 回全国木材産業振興大会を、10 月 18 日に広島県において中国支部の協力の下に開催する。

2 団体活動の活性化等

(1) 制度・施策の提言等

国・地方の行政機関や林業・木材産業、木造住宅等関係団体、試験研究機関との意見交換、木材・木材産業振興のための提言活動等を積極的に実施する。

(2) 関係団体との連携強化

木材利用推進、木材産業振興のため、森林・林業・木材、建築、中小企業・消費者の関係団体等との連携強化を推進する。

(3) 活動の活性化のための広報活動、施策情報提供等の取り組み

ア 全木連ホームページ、全木連時報を充実し、木材の特質・利用推進、木利用・木材産業関連諸制度、金融税制、販売、技術情報等を幅広く適時適切に提供・普及する。

イ 会員間の各種情報の共有化を推進する。

(4) 各種委員会の開催

木材利用推進、木材産業振興の政策提言等のために委員会の開催を実施する。